

## 定款・運営規程・契約書等における総合事業の表記例

各事業所における定款・運営規程や利用者との契約書・重要事項説明書等において、介護予防訪問介護・通所介護から総合事業への移行に伴う表記例を、参考までにお示しします。

なお、盛岡市は、この例を使用したことによる責任を負いませんので、あらかじめご承知おきください。

移行前	移行後
<u>指定介護予防訪問介護</u>	(介護保険法に基づく) <u>第1号訪問事業 (訪問介護相当サービス)</u>
<u>指定介護予防通所介護</u>	(介護保険法に基づく) <u>第1号通所事業 (通所介護相当サービス)</u>
<u>介護予防支援</u>	(介護保険法に基づく) <u>第1号介護予防支援事業</u>
〇〇事業所が行う <u>指定介護予防訪問 (通所) 介護</u> の適切な…	〇〇事業所が行う <u>介護予防・日常生活支援総合事業</u> における <u>第1号訪問 (通所) 事業</u> の適切な…
利用料の額は、 <u>介護報酬の告示上の額 (月単位)</u> とし、…	利用料の額は、 <u>盛岡市が定める第1号事業基準額</u> とし、…
<u>要支援者</u>	<u>要支援者及びそれに準ずる者</u>

定款等の見直しに当たっては、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益社団法人、特定非営利活動法人の方は、必ず事前に所轄庁に記載内容をご確認ください。